



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年 7月 9日 火曜日 第1371号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....	817
<b>告 示</b>	
医療機関の指定.....	817
指定医療機関の廃止の届出.....	817
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	818
土地改良区役員の就退任の届出（4件）.....	818
市営土地改良事業の施行の同意.....	819
県営土地改良事業の工事の完了.....	819
肥料登録有効期間の更新.....	819
家畜人工授精師の免許証の交付.....	820
道路の区域変更（県道西条久万線）.....	820
道路の区域変更（県道宇和島下波津島線外）.....	820
道路の供用開始（ " " ）.....	821
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	821
道路の位置の指定（2件）.....	821
特定計量器の定期検査の実施.....	821

## 公営企業告示

落札者等の告示.....	822
--------------	-----

## 雑 報

平成14年度行政書士試験の実施について.....	822
--------------------------	-----

## 任 免 辞 令

鈴川明彦.....	823
公営企業任免辞令.....	823

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第48号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 7月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第156条第1項に次のただし書を加える。

ただし、契約の相手方が信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡するときは、この限りでない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1275号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成14年 7月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は 名称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人 恩賜財団済生会 今治第二病院	社会福祉法人 恩賜財団済生会 支部愛媛県済生 会	今治市北日吉町一丁目 7番43号	平成 14.5.1
伊賀整形外科	医療法人 伊賀整形外科	西条市玉津583番地の 4	平成 14.5.1
高津診療所	新居浜医療生活 協同組合	新居浜市高津町3番20 号	平成 14.4.1
三木内科クリニ ック	医療法人 三木内科クリニ ック	新居浜市沢津町三丁目 7番28号	平成 14.5.1
チェリー薬局	有限会社 チェリー薬局	新居浜市松神子三丁目 4番43号	平成 14.6.1
秋山整形外科	医療法人 明 成 会	今治市桜井二丁目3 - 1	平成 14.5.1
しみず調剤薬局	有限会社 しみず調剤薬局	西宇和郡三瓶町朝立1 番耕地22番地7	平成 14.6.1
くりの木薬局	株式会社 スエトツブ	伊予三島市中之庄町39 8-2 しのながビル5号	平成 14.5.1
有限会社 なのはな調剤薬 局	有限会社 なのはな調剤薬 局	大洲市新谷町甲96番地 松葉屋ビル1F	平成 14.5.1

### ○愛媛県告示第1276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成14年 7月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は 名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
村上調剤薬局	村 上 明 美	越智郡弓削町下弓削12 7-2	平成 14.4.20
伊賀整形外科	伊 賀 耕 三	西条市玉津583番4	平成 14.5.1
三木内科クリニ ック	三 木 茂 敬	新居浜市沢津町三丁目 7番28号	平成 14.5.1
秋山整形外科	秋 山 明 三	今治市桜井二丁目3 - 1	平成 14.5.1
なのはな調剤薬 局	渡 邊 正 博	大洲市新谷町甲96 松葉屋ビル1F	平成 14.5.1

○愛媛県告示第1277号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成14年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出日 年月日
セブンスター南江戸店	松山市南江戸三丁目882番1外	大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	株式会社セブンスター	株式会社セブンスター、株式会社フオトクリエイト、菅薬品株式会社、株式会社一六本舗	平成14年6月13日	平成14年6月25日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第1278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、周桑郡小松町第三土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	戸田博明	周桑郡小松町大字北川141番地1
"	戸田時唯	周桑郡小松町大字北川274番地1
"	宇佐美通晴	周桑郡小松町大字北川383番地
"	高橋才司	周桑郡小松町大字北川254番地
"	戸田登	周桑郡小松町大字北川176番地2
監事	真鍋駒次	周桑郡小松町大字北川283番地第2
"	三村康行	周桑郡小松町大字北川228番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	三木康弘	周桑郡小松町大字北川148番地
"	高橋康夫	周桑郡小松町大字北川164番地の6
"	渡部芳孝	周桑郡小松町大字北川192番地
"	三村榮市	周桑郡小松町大字北川280番地の1
"	一色清	周桑郡小松町大字新屋敷1511番地
監事	真鍋駒次	周桑郡小松町大字北川283番地第2
"	三村康行	周桑郡小松町大字北川228番地

○愛媛県告示第1279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、周桑郡小松町大字安井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	茅原安夫	周桑郡小松町大字安井甲488番地1
"	黒川益夫	周桑郡小松町大字安井甲48番地第2
"	玉井康美	周桑郡小松町大字安井甲471番地の3
"	黒川久夫	周桑郡小松町大字安井甲90番地1
"	今井勲	周桑郡小松町大字安井甲155番地
"	戸田勉	周桑郡小松町大字安井甲248番地
監事	黒川義輝	周桑郡小松町大字安井甲232番地
"	玉井林	周桑郡小松町大字安井甲192番地の1

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	茅原安夫	周桑郡小松町大字安井甲488番地1
"	黒川益夫	周桑郡小松町大字安井甲48番地第2
"	今井文雄	周桑郡小松町大字安井甲284番地1
"	伊藤時春	周桑郡小松町大字安井甲399番地第2

"	佐伯宗保	周桑郡小松町大字安井甲62番地
"	曾我部 司	周桑郡小松町大字安井280番地
監事	黒川勝美	周桑郡小松町大字安井甲191番地
"	渡部豊信	周桑郡小松町大字安井甲442番地

"	片岡輝雄	松山市北井門町340番地1
"	神野哲之	松山市越智町252番地
"	宮内政文	松山市東石井町96番地1
"	大原和博	松山市星岡町51番地
監事	竹政文夫	松山市東石井町398番地
"	濟川博俊	松山市北土居町138番地

○愛媛県告示第1280号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、周桑郡小松町大字明穂土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	玉井清	周桑郡小松町大字明穂甲589番地
"	佐伯長谷川	周桑郡小松町大字明穂甲327番地の2
"	渡部功	周桑郡小松町大字明穂甲93番地3
"	今井富勝	周桑郡小松町大字明穂甲557番地
"	玉井英雄	周桑郡小松町大字明穂甲498番地3
"	今井久利	周桑郡小松町大字明穂甲252番地の1
監事	近藤博	周桑郡小松町大字明穂甲640番地
"	玉井勝彦	周桑郡小松町大字明穂甲280番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	近藤勇治	周桑郡小松町大字明穂甲666番地
"	玉井雅弘	周桑郡小松町大字明穂甲506番地1
"	玉井眞喜雄	周桑郡小松町大字明穂甲519番地の1
"	今井辰男	周桑郡小松町大字明穂甲562番地1
"	今井政清	周桑郡小松町大字明穂甲252番地第2
"	今井義雄	周桑郡小松町大字明穂甲225番地
監事	近藤博	周桑郡小松町大字明穂甲640番地
"	玉井勝彦	周桑郡小松町大字明穂甲280番地

○愛媛県告示第1281号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市立待堰土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	岡田巖一郎	松山市土居町1097番地
"	戒能明久	松山市今在家三丁目4番28号
"	戒能政夫	松山市今在家三丁目1番18号
"	池田寿	松山市北土居町537番地
"	丹下正文	松山市北土居町337番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	岡田巖一郎	松山市土居町1097番地
"	戒能晋	松山市今在家町169番地1
"	戒能政夫	松山市今在家町20番地6
"	戒田富	松山市北土居町258番地4
"	丹下正文	松山市北土居町337番地
"	片岡輝雄	松山市北井門町340番地1
"	野間忠男	松山市越智町215番地
"	宮内政文	松山市東石井町96番地1
"	大原和博	松山市星岡町51番地
監事	竹政文夫	松山市東石井町398番地
"	濟川博俊	松山市北土居町138番地

○愛媛県告示第1282号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・野間地区）の施行に平成14年6月27日同意した。

平成14年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1283号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成14年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	琴平地区	平成14年3月29日
湛水防除事業	藤原地区	平成14年6月13日

○愛媛県告示第1284号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成14年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成20年7月19日	愛媛県第1217号	炭酸カルシウム肥料	スーパーMG	アルカリ分53.0可溶性	公定規格のとお	株式会社研農高知県高知市萩町一丁目9番48号

苦土  
14.5  
内く溶

性苦土  
10.0

○愛媛県告示第1285号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第18条及び第32条の規定により、家畜人工授精師の免許証を次のとおり交付した。

平成14年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

免許番号	免許年月日	家畜の種類	免許資格	本籍地	現住所	氏名
第1768号	平成14年7月9日	牛	家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植の業務	愛媛県	喜多郡肱川町大谷1262	岩田耕司 昭和56年10月24日

○愛媛県告示第1286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	西条久万線	上浮穴郡美川村七鳥1778番3から 同村七鳥1498番地先まで	旧	メートル 4.5~27.0	キロメートル 0.531	
			新	4.5~27.0 11.0~30.8	0.531 0.300	

○愛媛県告示第1287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年7月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	宇和島下波津島線	北宇和郡津島町北灘字火打簪乙1152番4から 同町北灘字作り網代第7号109番7まで	旧	メートル 3.0~7.2	キロメートル 0.117	
			新	4.0~30.0	0.117	
"	"	北宇和郡津島町大字近家字船カクシ乙670番21	旧	4.5~6.1	0.008	
			新	4.6~6.1	0.008	
"	奥浦白浦線	北宇和郡吉田町大字奥浦字奥ノ谷甲388番7から 同字甲441番2まで	旧	5.6~30.9	0.115	
			新	5.6~30.9 18.9~77.5	0.115 0.105	
"	"	北宇和郡吉田町大字白浦字佛ノトウ外419番2から 同大字字小浦外397番5まで	旧	34.0~40.7	0.050	
			新	38.1~98.6	0.050	
"	御内下畑地線	北宇和郡津島町大字下畑地字半七田乙79番5から 同字乙88番2まで	旧	3.4~13.1	0.034	
			新	10.4~16.4	0.034	
"	後柿之浦線	北宇和郡津島町須下字橋141番6地先から 同字138番2地先まで	旧	3.3~4.4	0.160	
			新	3.4~9.7	0.160	

○愛媛県告示第1288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年7月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島下波津島線	北宇和郡津島町北灘字火打躰乙1152番4から 同町北灘字作り網代第7号109番7まで	平成14年7月30日
"	"	北宇和郡津島町大字近家字船カクシ乙670番21	平成14年7月9日
"	奥浦白浦線	北宇和郡吉田町大字奥浦字奥ノ谷甲388番7から 同字甲441番2まで	平成14年7月30日
"	御内下畑地線	北宇和郡津島町大字下畑地字半七田乙79番5から 同字乙88番2まで	平成14年7月9日
"	後柿之浦線	北宇和郡津島町須下字橘141番6地先から 同字138番2地先まで	平成14年7月19日

○愛媛県告示第1289号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画公園2・2・171野田1号公園及び2・2・172号野田2号公園の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成14年7月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1290号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成14年7月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

大洲市東大洲1649番3、1649番9及び3006番

2 申請人の住所氏名

大洲市徳森536番地3

オキ工住研

代表者 沖江 行重

3 図面省略

○愛媛県告示第1291号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成14年7月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

西宇和郡保内町喜木1番耕地214番5

2 申請人の住所氏名

西宇和郡保内町喜木1番耕地322番地1

松田 英治

3 図面省略

○愛媛県告示第1292号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、東宇和郡、大洲市、喜多郡の特定計量器の定期検査を次のように実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に規定する特定計量器の検査は、平成14年9月2日から12月27日までの間において実施する。

平成14年7月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査日	時	検査場所	検査区	検査域	対象となる特定計量器
平成14年9月2日	午前10時から午後3時まで	宇和町役場	宇和町	野村町	非自動はかり（計量法施行令第5条第1号又は第2号に掲げるもの及び同政令第2に掲げるものを除く。） 分銅 定量おもり 定量増おもり
" 3日	午前10時正から午後3時まで	宇和町役場			
" 4日	午前10時正から午後3時まで	野村町公会堂	野村町		
" 5日	午前10時正から午後3時まで	野村町公会堂			
" 5日	午後2時から午後3時まで	野村町役場惣川支所	城川町		
" 9日	午前11時から午後3時まで	総合センターしろかわ			
" 10日	午前11時から午後3時まで	明浜町民会館	明浜町		
" 11日	午前11時から午後3時まで	狩江公民館			
" 12日	午前11時から午後3時まで	明浜町役場俵津支所			
10月1日	午前10時正から午後3時まで	菅田連絡所	大川町	大川町	
" 1日	午後1時30分から午後3時まで	大川連絡所			

" 2日 午前10時 正 から 午後 午 まで	新谷連絡所	大洲市	" 9日 午後1時 から 午後3時 まで	内子町役場	内子町
" 2日 午後1時30分 から 午後3時 まで	柳沢連絡所		" 10日 午前10時 から 午後3時 まで	内子町役場	
" 3日 午前10時 正 から 午後 午 まで	八多喜連絡所		" 15日 午前10時 から 午後3時 まで	五十崎町役場	五十崎町
" 3日 午後1時30分 から 午後3時 まで	上須戒連絡所		" 16日 午前11時 から 午後2時 まで	河辺村役場	河辺村
" 4日 午前10時 正 から 午後 午 まで	南久米連絡所		" 17日 午前10時 から 午後3時 まで	肱川町役場	肱川町
" 4日 午後1時30分 から 午後3時 まで	平野連絡所		" 21日 午前10時 正 から 午後 午 まで	長浜町役場	長浜町
" 7日 午前10時 から 午後3時 まで	大洲市民会館		" 21日 午後1時 から 午後3時 まで	白滝連絡所	
" 8日 午前10時 から 午後3時 まで	大洲市総合福祉センター		" 22日 午前10時 から 午前11時30分 まで	櫛生連絡所	
" 9日 午前10時 から 午前11時30分 まで	愛媛たいき農協大瀬支所		" 22日 午後1時 から 午後3時 まで	長浜町役場	

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第4号

次のとおり落札者を決定した。

平成14年7月9日

愛媛県公営企業管理者職務代理者

愛媛県公営企業管理局長 永野英詞

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
放射性同位元素遠隔照射式治療装置 一式	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成14年6月25日	共和医理器株式会社松山営業所 伊予郡砥部町高尾田44番地	449,925,000円	一般競争入札	平成14年5月14日
コバルト60遠隔照射式治療装置用密封線源 201個	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成14年6月25日	社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込二丁目28番45号	49,921,200円	一般競争入札	平成14年5月14日

雑 報

○公 告

平成14年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により愛媛県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示します。

平成14年7月9日

財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 砂子田 隆

- 1 試験期日  
平成14年10月27日（日）午後1時から午後3時30分まで
- 2 愛媛県における試験場所  
松山市文京町4-2 松山大学
- 3 試験の科目及び方法
  - (1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に 関し必要な法令等 (出題数 40題)	行政書士法（行政書士法施行規則を含む。）、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台

帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成14年4月1日現在施行されている法令に関し出題します。

一般教養  
(出題数 20題)

(2) 試験の方法

- ア 試験は、筆記試験によって行います。
- イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「一般教養」は択一式とします。

4 受験手続

- (1) 受付期間  
平成14年8月5日（月）から8月30日（金）まで
- (2) 受付場所  
(財)行政書士試験研究センター  
受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください（あて先は印刷されています。）。8月30日の消印があるものまで受け付けます。
- (3) 提出書類  
受験願書一式（配布場所については(5)を御覧ください。）

(4) 受験手数料  
7,000円  
受験手数料の納付方法については、試験案内を御覧ください。

(5) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

ア 郵送配布

配布期間 平成14年8月1日(木)から8月23日(金)まで

郵送を希望する方は、160円分の切手をはった、あて先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズ用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください(8月23日必着のこと)。

名称 (財)行政書士試験研究センター  
住所 〒152 8799 目黒郵便局留

イ 窓口配布

(7) 配布期間

平成14年8月1日(木)から8月30日(金)まで

(4) 配布場所

別表に掲げる場所

(6) 連絡先(問い合わせ先)

(財)行政書士試験研究センター  
電話番号 03 5725 7460

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状態により必要な措置を講ずることがありますので、受験申込みに先立って連絡先へ早目に御相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成15年1月15日(水)午前9時

(2) 方法

(財)行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。また、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。

別表(4関係) 愛媛県における試験案内及び受験願書の配布場所

配布場所	所在地	配布時間
愛媛県総務部行政私学課	松山市一番町4-4-2	午前8時30分から
愛媛県西条地方局総務福祉部総務調整課	西条市喜多川796-1	午後5時15分まで
愛媛県今治地方局総務福祉部総務調整課	今治市旭町1-4-9	
愛媛県松山地方局総務福祉部総務調整課	松山市北持田町132	
愛媛県八幡浜地方局総務福祉部総務調整課	八幡浜市北浜1-3-37	
愛媛県宇和島地方局総務福祉部総務調整課	宇和島市天神町7-1	
愛媛県行政書士会	松山市三番町4-10-1 愛媛県三番町ビル	午前9時から午後5時まで

	1階	
--	----	--

注 土曜日及び日曜日は、配布しません。

任 免 辞 令

○任免辞令

6月30日

愛媛県事務吏員 鈴川明彦

願により本職を免ずる

○公営企業任免辞令

6月30日

愛媛県技術吏員 外山貴士

同 三木信孝

同 宝利環

願により本職を免ずる(各通)

愛媛県技術吏員 井上智人

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない(愛媛県職員退職手当条例第14条)

7月1日

細川智司

愛媛県技術吏員に任命する

医療職(一)2級を命ずる

県立伊予三島病院整形外科医長を命ずる

田中宏明

愛媛県技術吏員に任命する

医療職(一)2級を命ずる

県立新居浜病院放射線科医長を命ずる

三好英昭

愛媛県技術吏員に任命する

医療職(一)2級を命ずる

県立新居浜病院整形外科医長を命ずる

松岡洋一郎

愛媛県技術吏員に任命する

医療職(一)2級を命ずる

県立中央病院眼科副医長を命ずる

森岡奈都子

愛媛県技術吏員に任命する

医療職(三)2級を命ずる

技師を命ずる

県立中央病院勤務を命ずる

